

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 8 年 6 月 1 0 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所 管理部門長 鈴木健吾

1. 調 達 内 容

- (1) 調 達 件 名 及 び 数 量 観 測 機 器 賃 貸 借 一 式
- (2) 調 達 仕 様 入 札 説 明 書 に よ る 。
- (3) 賃 貸 借 期 間 自) 令 和 8 年 7 月 9 日
至) 令 和 9 年 3 月 1 5 日
- (4) 借 受 ・ 返 却 場 所 長 崎 県 長 崎 市 多 以 良 町 1 5 5 1 - 8
国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構 水 産 技 術 研 究 所
- (5) 入 札 方 法 落 札 決 定 に 当 た っ て は 、 入 札 書 に 記 載 さ れ た 金 額 に 当 該 金 額 の 1 0 0 分 の 1 0 に 相 当 す る 額 を 加 算 し た 金 額 (当 該 金 額 に 1 円 未 満 の 端 数 が あ る と き は 、 そ の 端 数 金 額 を 切 り 捨 て た 金 額) を も っ て 落 札 価 格 と す る の で 、 入 札 者 は 、 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 に 係 る 課 税 事 業 者 で あ る か 免 税 事 業 者 で あ る か を 問 わ ず 、 見 積 も っ た 契 約 希 望 金 額 の 1 1 0 分 の 1 0 0 に 相 当 す る 金 額 を 入 札 書 に 記 載 す る こ と 。

2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構 契 約 事 務 取 扱 規 程 (平 成 1 3 年 4 月 1 日 付 け 1 3 水 研 第 6 5 号) 第 1 2 条 第 1 項 及 び 第 1 3 条 の 規 定 に 該 当 し な い 者 で あ る こ と 。
- (2) 令 和 7 ・ 8 ・ 9 年 度 国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構 競 争 参 加 資 格 又 は 全 省 庁 統 一 資 格 の 「 役 務 の 提 供 等 契 約 」 の 業 種 「 賃 貸 借 」 で 「 A 」 、 「 B 」 、 「 C 」 又 は 「 D 」 い ず れ か の 等 級 に 格 付 け さ れ て い る 者 で あ る こ と 。
- (3) 国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構 理 事 長 か ら 物 品 の 製 造 契 約 、 物 品 の 販 売 契 約 及 び 役 務 等 契 約 指 名 停 止 措 置 要 領 に 基 づ く 指 名 停 止 を 受 け て い る 期 間 中 で な い こ と 。
- た だ し 、 全 省 庁 統 一 資 格 に 格 付 け さ れ て い る 者 で あ る 場 合 は 、 国 の 機 関 の 同 様 の 指 名 停 止 措 置 要 領 に 基 づ く 指 名 停 止 を 受 け て い る 期 間 中 で な い こ と 。
- (4) 暴 力 団 員 に よ る 不 当 な 行 為 の 防 止 等 に 関 す る 法 律 (平 成 3 年 法 律 第 7 7 号) 第 3 2 条 第 1 項 各 号 に 掲 げ る 者 で な い こ と 。

3. 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

- 競 争 参 加 希 望 者 は 、 以 下 に よ り 入 札 説 明 書 等 (入 札 説 明 書 、 入 札 心 得 書 、 契 約 書 案 、 入 札 書 様 式 、 委 任 状 様 式 等) の 交 付 を 受 け る こ と 。
- ① 直 接 交 付
長 崎 県 長 崎 市 多 以 良 町 1 5 5 1 - 8
国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構
水 産 技 術 研 究 所 管 理 部 門 管 理 課
電 話 0 9 5 - 8 6 0 - 1 6 0 9
F A X 0 9 5 - 8 5 0 - 7 7 6 7
- ② 宅 配 便 着 払 い に よ る 交 付
任 意 書 式 に 「 観 測 機 器 賃 貸 借 」 と 記 入 し 社 名 、 担 当 者 名 、 住 所 、 電 話 番 号 を 記 載 の う え 、 上 記 ① あ て F A X 送 信 す る こ と 。
- ③ メ ー ル に よ る 交 付
任 意 書 式 に 「 観 測 機 器 賃 貸 借 入 札 説 明 書 メ ー ル に て 希 望 」 と 記 入 し 、 社 名 、 担 当 者 名 、 メ ー ル ア ド レ ス 、 電 話 番 号 を 記 載 の う え 、 上 記 ① あ て フ ァ ッ ク ス 送 信 す る こ と 。

4. 入 札 説 明 会 の 日 時 及 び 場 所 等

仕 様 書 等 に 関 し 質 疑 が あ る 場 合 に は 、 令 和 8 年 6 月 1 6 日 ま で に 上 記 3 . あ て に メ ー ル (ア ド レ ス は 入 札 説 明 書 に 記 載) 又 は フ ァ ッ ク ス に て 質 疑 を 行 う こ と 。

当 日 ま で の 質 疑 を 取 り ま と め 、 回 答 は 入 札 説 明 書 受 領 者 全 員 に

対して行うとともに当該機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

5. 入札の日時及び場所等

(1) 入札の日時及び場所

令和8年7月3日 14時00分
長崎県長崎市多以良町1551-8
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所 小会議室

(2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所

令和8年7月2日 17時00分
3. ①に同じ。

6. その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。

(7) 詳細は入札説明書による。

7. 契約に係る情報の公表

(1) 公表の対象となる契約先

次の①及び②いずれにも該当する契約先

① 当該機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として再就職していること

② 当該機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること※注2

なお、「当該機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。
※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。

※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。

(2) 公表する情報

上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

① 当該機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当該機構OB）の人数、職名及び当該機構における最終職名

② 当該機構との間の取引高

③ 総売上高又は事業収入に占める当該機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれ

- れかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。また、ご応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

賃貸借仕様書

1. 件名 観測機器賃貸借
2. 機器名 ①水温・塩分計
②水温・クロロフィル蛍光光度・濁度計
③溶存酸素・水温計
④電磁流向流速計
⑤水深（圧力）計
⑥波高計
各機器の性能は別紙仕様書のとおり
3. 数量 一式
①水温・塩分計 7台
②水温・クロロフィル蛍光光度・濁度計 7台
③溶存酸素・水温計 3台
④電磁流向流速計 5台
⑤水深（圧力）計 4台
⑥波高計 3台
4. 借受・返却場所 長崎県長崎市多以良町1551-8
国立研究開発法人 水産研究・教育機構 水産技術研究所
5. 賃貸借期間 自) 令和8年7月9日
至) 令和9年3月15日
ただし、水温・塩分計（7台中3台）、水温・クロロフィル蛍光光度・濁度計（7台中1台）、溶存酸素・水温計（3台）、電磁流向流速計（5台中2台）、水深計（4台中2台）については、設置期間を令和8年7月21日から10月23日までとする。（別紙：賃貸借機器一覧参照）
6. 特記事項 1) 賃貸借物件については、1年以内に点検・校正を行ったことを確認できる書類（写しでも可）を提出すること。
2) 賃貸借物件から取得データを得るために必要なインターフェース、ソフトウェアを同包すること。
3) 賃貸借物件については有明海奥部海域（佐賀県杵島郡白石町、佐賀県鹿島市、福岡県柳川市沖、福岡県大牟田市の各地先）にて使用するため、事故による損耗及び流出等については同等品を補償すること。
4) 賃貸借物件の形状及び性能維持のため必要とされる点検・整備及び修理は請負業者の責において実施するものとする。
5) 担当職員の故意もしくは過失等による修理等は当所の責において実施するものとする。
7. その他 詳細については担当職員の指示に従うこと。

賃貸借機器一覧

No.	機器名	仕 様	数量	賃貸借期間
①	水温・塩分計	(1) ワイパー式自動清掃装置を有すること。 (2) 市販の乾電池で動作すること。 (3) 観測項目と観測精度 ・水 温：-5～45℃（精度0.01℃） ・電気伝導度：0～70mS/cm（精度±0.01mS/cm） (4) 測定が10分間隔で計測できること。 (5) 堅牢な金属製函体であること。	7台 ↓ 4台	自) 令和8年7月9日 至) 令和8年10月23日 自) 令和8年10月24日 至) 令和9年3月15日
②	水温・クロロフィル 蛍光光度・濁度計	(1) ワイパー式自動清掃装置を有すること。 (2) 市販の乾電池で動作すること。 (3) 観測項目と観測精度 ・水 温：-5～45℃（精度0.01℃） ・クロロフィル蛍光：0～400µg/l（精度±2%） ・濁度（ホルマジン基準）：0～1000FTU（精度±2%） (4) 測定が10分間隔で計測できること。 (5) 堅牢な金属製函体であること。	7台 ↓ 6台	自) 令和8年7月9日 至) 令和8年10月23日 自) 令和8年10月24日 至) 令和9年3月15日
③	溶存酸素・水温計	(1) ワイパー式自動清掃装置を有すること。 (2) 市販の乾電池で動作すること。 (3) 観測項目と観測精度 ・溶存酸素：0～200%（精度±2%） ・水温：-3～45℃（精度±0.02℃(3～31℃)） (4) 測定が10分間隔で計測できること。 (5) 堅牢な金属製函体であること。	3台 ↓ 0台	自) 令和8年7月9日 至) 令和8年10月23日 自) 令和8年10月24日 至) 令和9年3月15日
④	電磁流向流速計	(1) 市販の乾電池で動作すること。 (2) 観測項目と観測精度 ・流 速：0～500cm/sec（精度±2%） ・流 向：0～360度（精度±2%） (3) 測定が10分間隔で計測できること。 (4) 堅牢な金属製函体であること。	5台 ↓ 3台	自) 令和8年7月9日 至) 令和8年10月23日 自) 令和8年10月24日 至) 令和9年3月15日
⑤	水深（圧力）計	(1) 市販の乾電池で動作すること。 (2) 観測項目と観測精度 ・水 深：0～50m（精度±0.3%）（解像度0.5cm程度） (3) 測定が10分間隔で計測できること。 (4) 堅牢な金属製函体もしくは筒体であること。	4台 ↓ 2台	自) 令和8年7月9日 至) 令和8年10月23日 自) 令和8年10月24日 至) 令和9年3月15日
⑥	波 高 計	(1) 市販の乾電池で動作すること。 (2) 観測項目と観測精度 ・水深（圧力）：0～25m（精度±0.2%）（分解能0.1cm） (3) 測定インターバルを0.1秒に設定でき、1時間バーストモード、20分間の計測で、1ヵ月以上の観測が可能なこと。 (4) 堅牢な金属製函体もしくは筒体であること。	3台	自) 令和8年7月9日 至) 令和9年3月15日